

# 新 市 建 設 計 画

令和6年3月 変更

八 戸 市

## 目 次

計画策定の方針	1
1. 計画の趣旨	
2. 計画の構成	
3. 計画期間	
新市建設計画体系図	2
第1章 序論	3
1. はじめに	
2. 合併の必要性	
第2章 新市の概況	5
1. 位置	
2. 面積	
3. 人口及び世帯数	
第3章 新市建設の基本方針	9
1. 基本的認識	
2. 将来都市像	
3. 都市づくりの基本方針	
4. 地域特性を活かしたまちづくりの方向	
第4章 新市の施策	14
1. 地域の個性を活かした交流都市づくり	
2. うるおいと安らぎに満ちた都市づくり	
3. 住民一人ひとりが輝く都市づくり	
4. 多様な産業が躍動する都市づくり	
5. 豊かな自然と伝統・文化を引き継ぐ都市づくり	
第5章 新市における青森県事業の推進	25
1. 青森県の役割	
2. 新市における青森県事業	
第6章 公共施設の適正配置と整備	26
第7章 財政計画	27
計画の推進にあたって	32
1. 効率的な行政運営の推進	
2. 安定した行財政基盤の確立	
3. 住民参加型行政の推進	

### < 計画の変更にあたって（令和6年3月） >

今回の新市建設計画の変更は、平成30年4月の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、合併特例債の発行期間が5年間延長可能となったことを受け、合併特例債の有効活用を通じ、現計画登載事業の一層の推進を図るため、計画期間を令和11年度まで延長するものです。

◎ 主な変更点： 計画期間の延長、人口等統計値の更新、財政計画の更新

## 計画策定の方針

### 1. 計画の趣旨

この計画は、八戸市と南郷村の速やかな一体化を促進し、それぞれの魅力を活かしたまちづくりを進めるため、基本方針等を定めるものです。

### 2. 計画の構成

#### 第1章 序論

合併を検討するにあたり、2市村を取り巻く社会状況や様々な課題などから考えられる合併の必要性を整理したものです。

#### 第2章 新市の概況

この計画を策定する上で特に重要な指標として、新市の位置、面積、人口及び世帯数を示したものです。人口については、総人口、年齢別人口、産業別人口を示します。

#### 第3章 新市建設の基本方針

合併後の新市の将来都市像及び都市づくりの基本方針について示したものです。

将来都市像は、新市が目指す都市の姿をキャッチフレーズとして掲げ、地域住民の意識の共有を図るものです。

都市づくりの基本方針は、将来都市像を実現するため、新市が行う具体的な施策や事業を考える上での基本となる方針を定めたものです。

#### 第4章 新市の施策

新市建設の基本方針を実現するための具体的な施策として、合併後の25年間に実施を予定する施設整備や仕組みづくりなどの事業を示したものです。

#### 第5章 新市における青森県事業の推進

この計画の実効性を高めるため、事業実施における新市と青森県との役割分担を明確化するとともに、新市で行われる青森県事業について整理したものです。

#### 第6章 公共施設の適正配置と整備

合併後の旧行政庁舎の取扱いなど、公共施設の統合や新たな公共施設整備の際の基本的な方針を定めたものです。

#### 第7章 財政計画

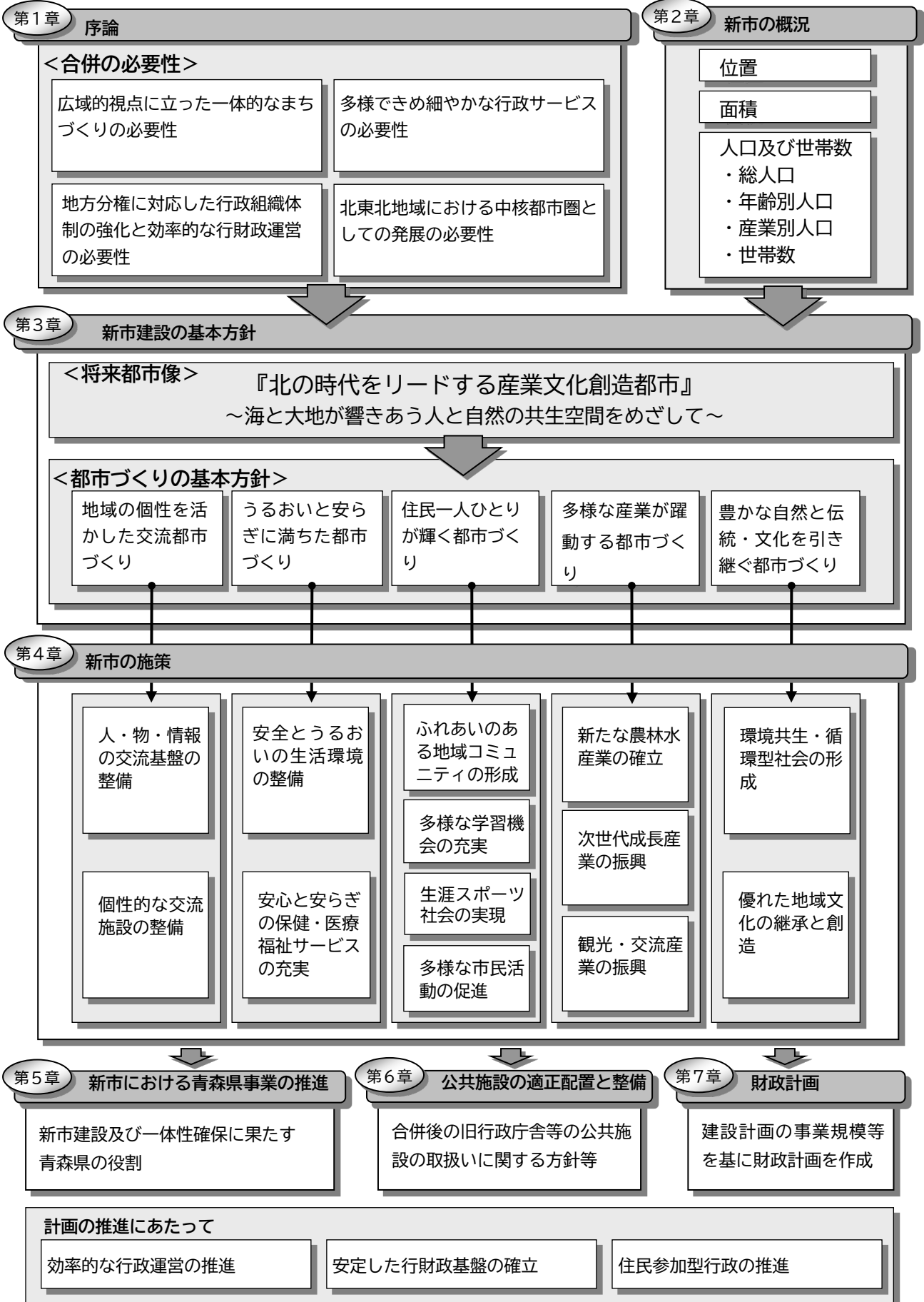
新市の財政運営が可能であるかを判断するため、合併後25年間の財政的検証を行うものです。

### 3. 計画期間

計画の期間は、合併特例法による財政措置期間である平成17年度から令和11年度までの25年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などに対応し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、計画の適切な進行管理を行います。

# 新市建設計画体系図



# 第1章 序論

## 1. はじめに

2市村は、旧南部藩にゆかりを持ち、文化を共有してきた歴史があり、古くから広域的な結びつきが強く、相互に連携し、まちづくりに取り組んできました。

また、近年では住民の日常生活圏の広域化や行政ニーズの多様化・高度化、少子高齢化の進行、分権型社会の到来、市町村の厳しい財政状況など、自治体を取り巻く様々な社会環境の変化に伴い、更に一体的な地域づくりの必要性が高まっています。

こうした背景から、2市村では「八戸市・南郷村合併協議会」を設立し、新市建設計画を策定するものです。

## 2. 合併の必要性

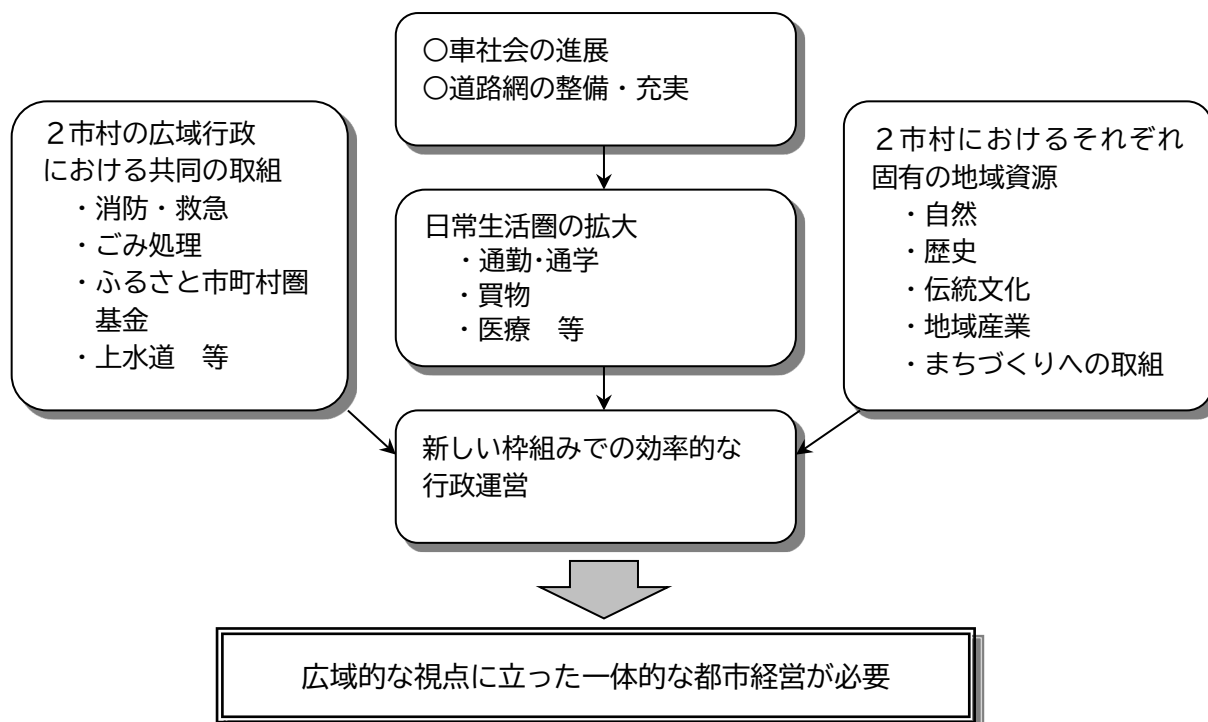
### (1) 広域的視点に立った一体的なまちづくりの必要性

車社会の進展や道路網の整備・充実などによって、通勤・通学、買物、医療など、日常生活の範囲は、私たちの住んでいる市町村の枠を越えて大きく広がっています。

2市村においても、通勤・通学や買物などの生活行動において、八戸市を中心とする日常生活圏が形成されているほか、消防・救急やごみ処理、ふるさと市町村圏基金の設置、上水道事業などの分野において、共同で取り組むなど、広域行政の面でも強く結ばれています。

一方で、2市村には、それぞれに自然や歴史、伝統文化、地域産業、まちづくりへの取組といった固有の地域資源があります。

生活圏の広域化の時代にあっては、新しい枠組みでの効率的な行政運営が求められており、それぞれ固有の地域資源を活かしながら、広域的な視点に立った一体的な都市経営が必要となっています。

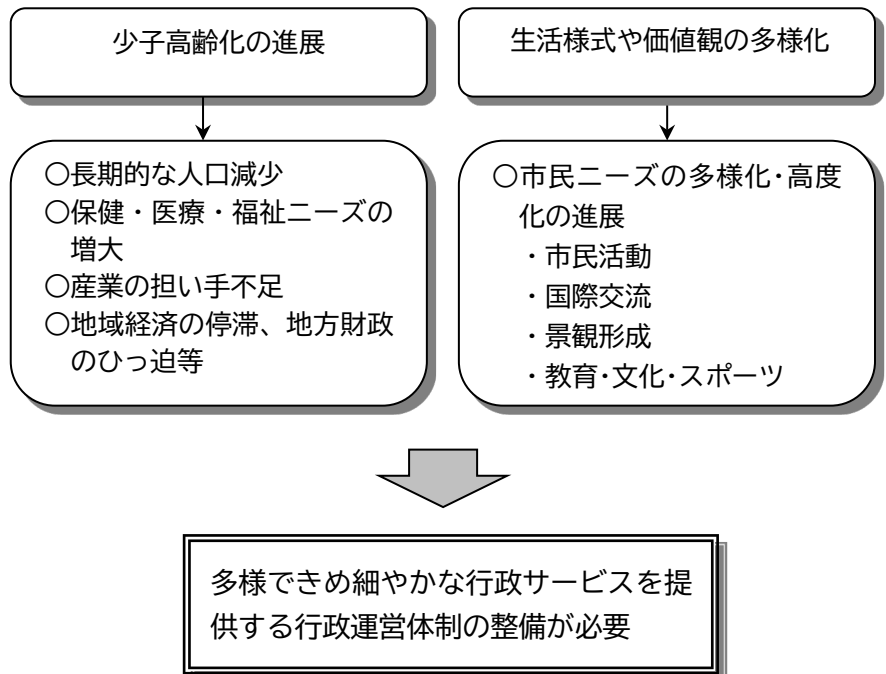


## (2) 多様できめ細やかな行政サービスの必要性

少子高齢化の進展は、2市村においても長期的な人口減少を招くことが予想されるなど、大きな問題となっています。また、保健・医療・福祉に対する住民ニーズの増大や産業の担い手不足による地域経済の停滞、地方財政のひっ迫など、数多くの難しい行政課題に直面するものと考えられます。

一方、生活様式や価値観の多様化を背景として、市民活動、国際交流、景観形成、教育・文化・スポーツなど、様々な分野で、住民ニーズの多様化・高度化が一層進むことが予想されます。

このような状況に対処するため、住民ニーズに対応した多様できめ細やかな行政サービスを提供する行政運営体制の整備が必要となっています。

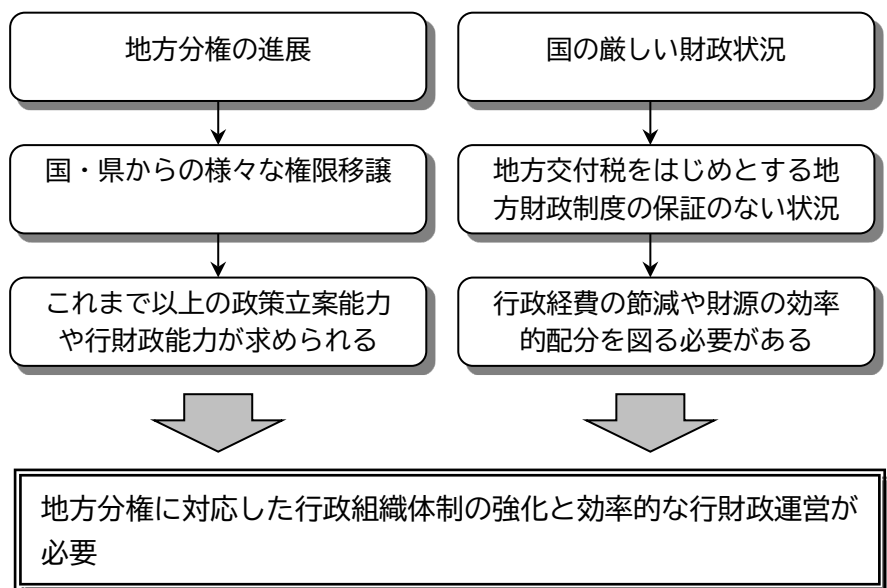


## (3) 地方分権に対応した行政組織体制の強化と効率的な行財政運営の必要性

地方分権の進展により国や県から様々な権限の移譲が行われるにあたり、基礎的自治体である市町村においては、これまで以上の政策立案能力や行財政運営能力が求められています。

一方、国の厳しい財政状況の下、地方交付税をはじめとする地方財政制度がこれまでどおり保証されない状況が生まれてきており、2市村においても、財政力指数や経常収支比率、公債費比率などの財政指標の現状を踏まえると、厳しい財政運営を強いられることが予想されており、将来に渡って安定した行財政基盤を確立するためには、行政経費の節減や財源の効率的配分を図る必要があります。

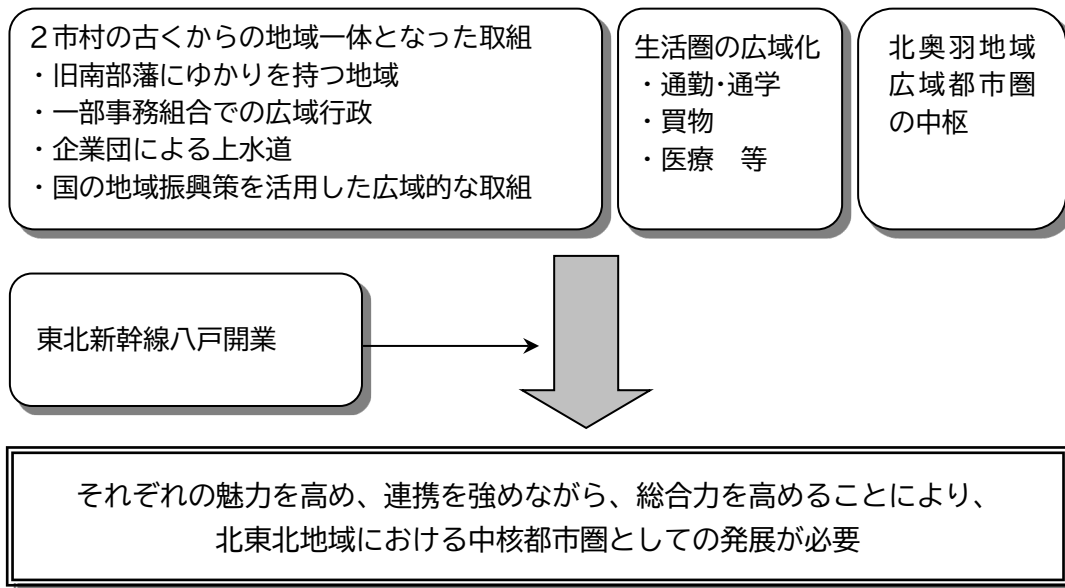
このようなことから、地方分権の受け皿として、地域独自の施策を企画・立案できる人材の育成・確保や、組織機構の合理化を図るなど、地方分権に対応した行政組織体制の強化と効率的な行財政運営が必要となっています。



#### (4) 北東北地域における中核都市圏としての発展の必要性

2市村は、古く藩政時代から旧南部藩にゆかりを持ち、北東北の厳しい気候・風土の下、ともに歩んできた長い歴史を共有しています。現在の市町村の枠組みの中においても、一部事務組合での広域行政や企業団による上水道事業、新産業都市指定等の国の地域振興策を活用した広域的な取組など、共通の課題に地域一体となって取り組んできました。こうして現在、生活圏の広域化と相まって、相互にその結びつきを強めており、岩手県北及び秋田県北東部を含む北奥羽地域の広域都市圏の中核を担っています。

このような中、東北新幹線八戸開業を地域の中核性を高める絶好の機会として、2市村それぞれの魅力を高め、連携を強めながら、広域都市圏の中核としての総合力を高めることによって、躍動感にあふれ安らぎに満ちた北東北地域における中核都市圏として発展することが期待されています。

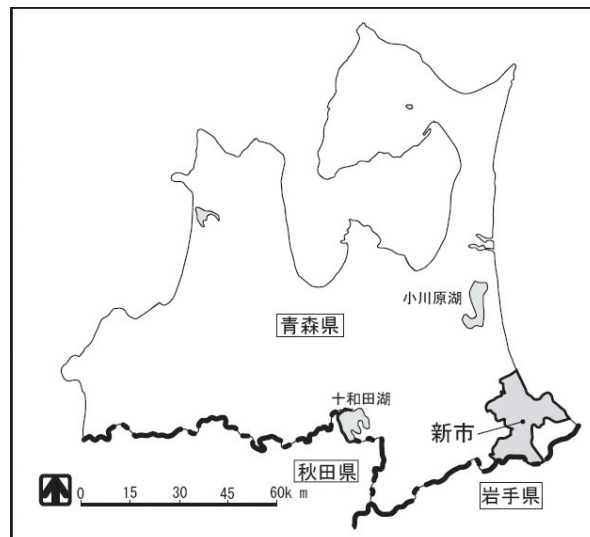


## 第2章 新市の概況

### 1. 位置

新市は、青森県の南東部に位置し、東は太平洋に面し、南は岩手県に境を接しています。

図 新市の位置

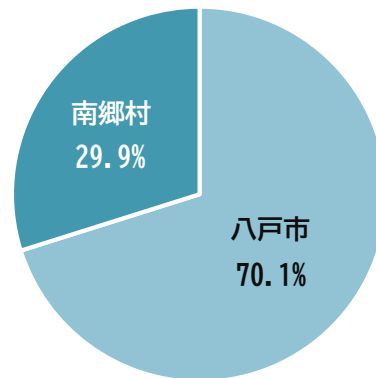


## 2. 面積

2市村全体の面積は305.56 km<sup>2</sup>であり、平成17年における土地利用構成は、田・畑（25%）、宅地（13%）、山林（33%）などとなっています。

令和5年においては、田・畑（19%）、宅地（16%）、山林（33%）などとなっています。

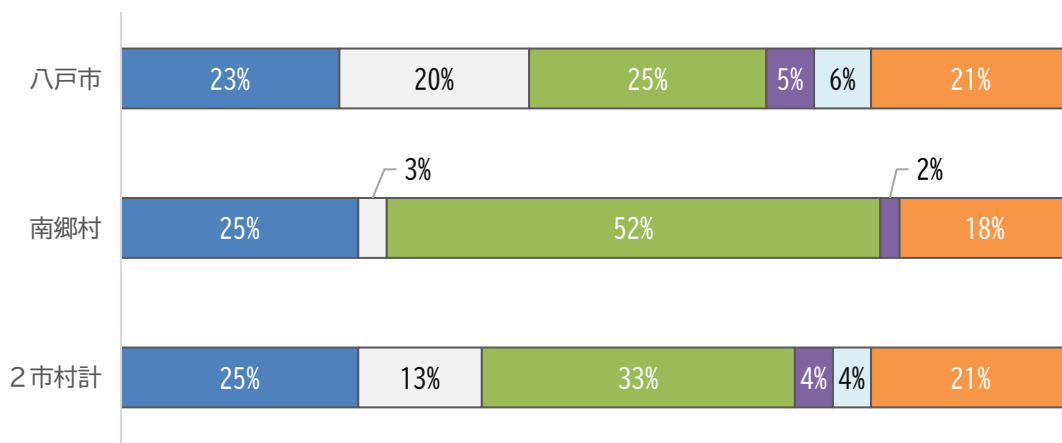
図 面積構成（平成17年）



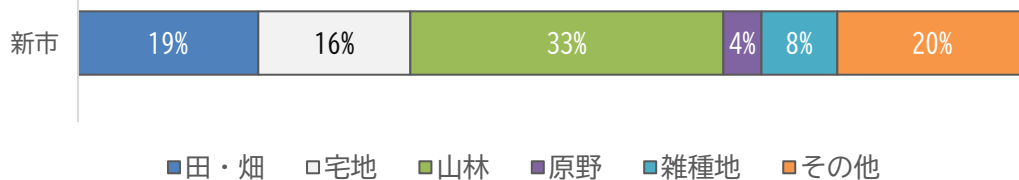
出典：国土地理院

図 土地利用構成割合

◎ 平成17年



◎ 令和5年



■田・畑 □宅地 ■山林 ■原野 ■雑種地 ■その他

出典：固定資産概要調書

## 3. 人口及び世帯数

### (1) 総人口

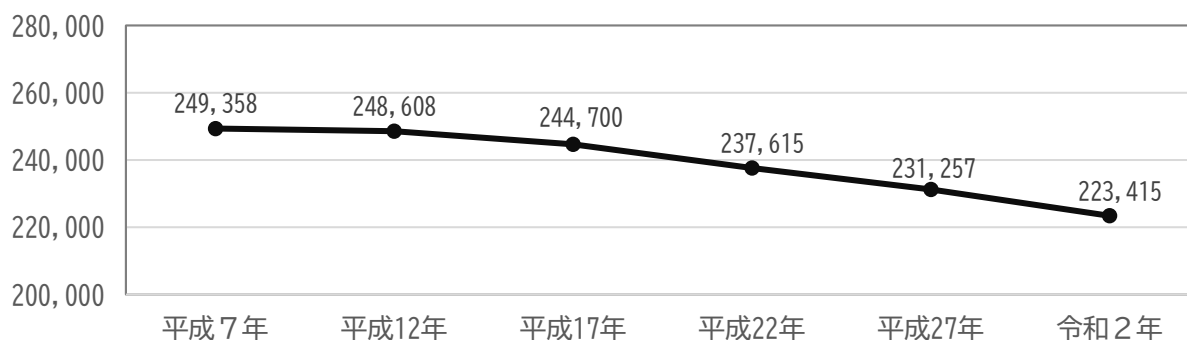
平成17年における2市村の総人口は、約24万5千人となっています。

令和2年における新市の総人口は、約22万3千人となっており、減少傾向にあります。



図 人口の推移

(人)



出典：国勢調査

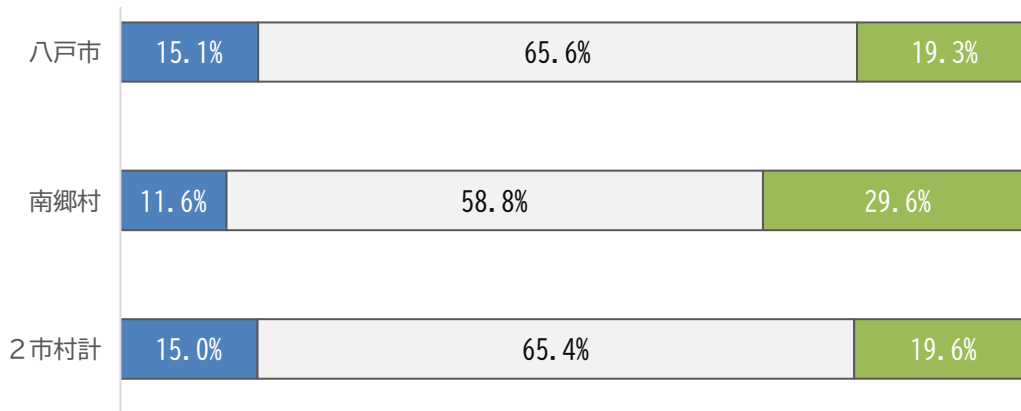
## (2) 年齢別人口

平成17年における2市村の年少人口割合は15.0%、老年人口は19.6%となっています。

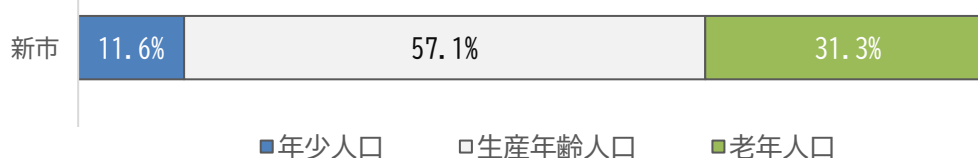
令和2年においては、年少人口割合は11.6%、老年人口は31.3%となっています。

図 年齢別人口の割合

◎ 平成17年



◎ 令和2年



■ 年少人口    □ 生産年齢人口    ■ 老年人口

出典：国勢調査

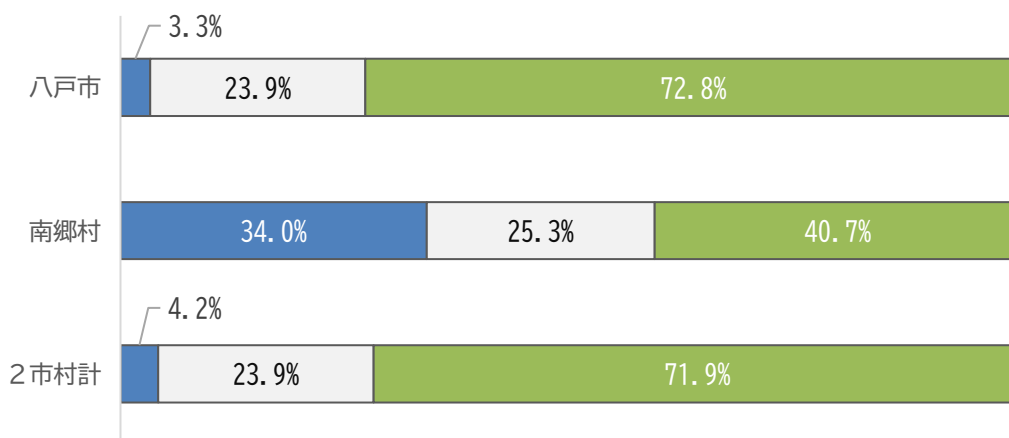
## (3) 産業別人口

平成17年における2市村の第一次産業の就業人口割合は4.2%、第二次産業は23.9%、第三次産業は71.9%となっています。

令和2年においては、第一次産業の就業人口割合は3.0%、第二次産業は22.5%、第三次産業は74.5%となっています。

図 産業別人口の割合

◎ 平成 17 年



◎ 令和 2 年



出典：国勢調査

注) 第一次産業：農林水産業[農業、林業、漁業]

第二次産業：加工産業[鉱業、建設業、製造業]

第三次産業：サービス関連産業[電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務]

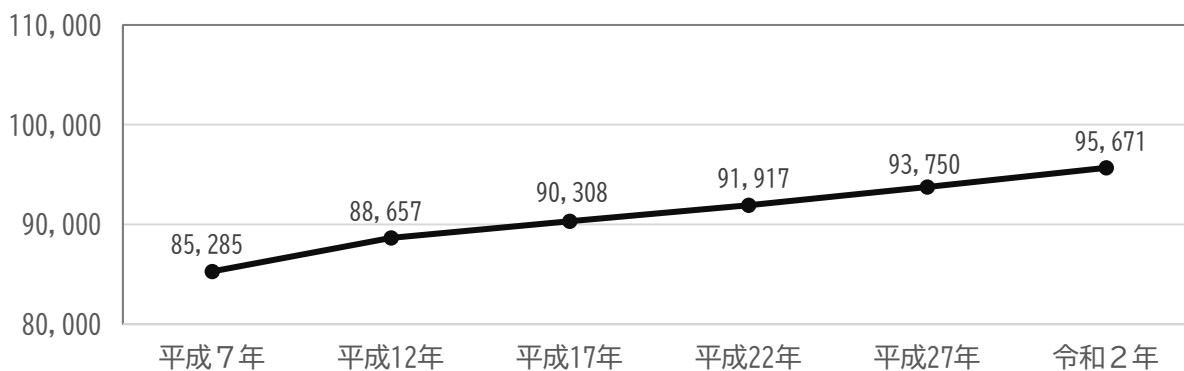
#### (4) 世帯数

平成 17 年における 2 市村の世帯数は、約 9 万世帯となっています。

令和 2 年における新市の世帯数は、約 9 万 6 千世帯となっており、増加傾向にあります。

図 世帯数の推移

(世帯)



出典：国勢調査

## 第3章 新市建設の基本方針

合併後の新市が行う具体的な施策や事業を考える上での基本となる方針として、将来都市像、都市づくりの基本方針及び地域特性を活かしたまちづくりの方向を定めます。

### 1. 基本的認識

将来都市像及び都市づくりの基本方針を定めるにあたっては、2市村の地域特性やこれまでのまちづくりの成果等を踏まえることとし、それらを基本的認識として以下に示します。

#### (1) 八戸と南郷の歴史・風土

新井田川は、岩手県に源を発し、2市村を貫いて太平洋に注いでいます。我々の先祖は、古くから新井田川沿いに営みの場を見つけ、縄文文化を育んできました。そして今日に至るまでその清流に農作物の実りを託してきました。

2市村は、ともに古く藩政時代から南部藩の構成員として歴史を共有し、今日においてもその結びつきは強く、一部事務組合での広域行政や企業団による上水道事業など、共通の課題に地域一体となって立ち向かってきました。

特に、南郷村の世増ダムの歴史は、藩政時代、蛇口伴蔵の八戸藩総合開発計画とも言うべき利水事業計画にさかのぼります。

先人達のビジョン、試行錯誤が今日の複雑化した現代社会において開花できたのは、現代の技術と自治体の枠組みを超えた広域的なしっかりとした連携によることです。また、平成14年12月の東北新幹線八戸開業では、八戸地域の発展に地域の連携が重要であることを再認識することになりました。

合併は、地域の連携による個性と魅力にあふれたまちづくりの第一歩となります。

#### (2) 地域の特性

2市村には、明治の市町村制施行以来、自治の枠組みとして約130年間積み重ねてきた地域性があります。

2市村は、これまで独自の努力と工夫によって、固有の文化、産業等を育み、地域らしさあふれる資源を有しています。港湾都市、水産都市として海から拓け、海とともに発展してきた八戸市と、果樹やその加工品を特産品とし、近年ジャズフェスティバルで全国に知られるところとなった南郷村とは、隣り合う自治体であるとともに、それぞれの特色ある施策の展開について、お互いを認め合う存在となっています。

それがひとつの市になることで、海の魅力、山の魅力を併せ持つ、地域資源豊富なまちになるうえ、「ひとつのまち」であるという意識が、更に新しいものを生み出す可能性も秘めています。

合併とはこうした確立された地域特性を淘汰することなく、新市のまちづくりに巧みに活かし、より一層引き立てるものでなければなりません。

合併は、新たなまちづくりのスタートであり、これまで築き上げた地域力を総結集し、再構築する絶好の機会です。

#### (3) 新たなまちづくり

合併によって誕生する新市は、地域発展の大きな可能性を秘めています。例えば、新たなまちづくりを支える地域産業においては、

- イ) 果樹、米、野菜などを中心とする農業
- ロ) 全国トップクラスの水揚げと冷蔵・冷凍能力を誇る水産業
- ハ) 新産業都市と頭脳立地計画による基礎素材型産業と高度技術産業の北東北随一の集積

二) 世界各地とコンテナ航路で結ばれた北日本を代表する国際貿易拠点

ホ) 豊かな自然と食文化を活かした観光

のように、新市は、農業、水産業、工業、商業、観光業の五つの「業」が揃った、足腰の強い産業都市となります。そして、この五つの「業」は独立して存在するものではなく、近年では、産地直売のように、一次産業である農業、二次産業である食品加工、三次産業である販売が一体となった「六次産業」と言われるものに代表されるように、産業間のネットワークにより、新たなビジネスの種が生み出されることが期待されます。

また、産業の振興を図る上で、特にこれからは環境との共生が求められています。

環境負荷の少ない地域づくり、また、これに貢献する産業起こし等、資源循環型社会を構築する取組は、我々にとって大変重要な課題であると同時に、大きなビジネスチャンスでもあります。

近年活発化しているリサイクル、エネルギーを切り口とした新産業創造の動きは、これを先取りした戦略であり、あおもりエコタウンやリサイクルポートの指定、青森県環境・エネルギー産業創造特区などは、この第一歩となるものです。

まちづくりを考える上で欠かせないものに、地域コミュニティがあります。人のつながり、地域のつながりといった地域コミュニティは、住民主体のまちづくりや男女共同参画社会の形成を図ることで、引き続き、守り、育み、創造していく必要があります。

合併後においても自治体の基本単位は地域コミュニティであり、地域コミュニティの衰退は行政コストの上昇にも繋がります。自らが住む地域の課題を、自らが地域に最もふさわしい形で解決していくのが望ましい姿です。

合併は、地域コミュニティの確立、住民自治への回帰というチャンスでもあります。今回の合併は、こうした地方自治のあり方を問いかける機会となるものです。

#### (4) 新たな農業

現在、「食」の大切さを見直すスローフードが注目されています。そば打ちや観光農園での体験や、地元でとれた新鮮な魚介類、野菜やそばや果物を地元ならではの料理として学び、食べること、地元食材から新たな食文化を作り出すことは、生きる根幹である「食」について豊かさを与えてくれます。

こうした食文化を育む農業については、青森県においても「攻めの農業」「あおもりブランドづくり」「総合販売戦略」などの施策を積極的に推進しています。環境問題、食糧の自給といった時代の要請や、地域に存在する豊かな農業資源の活用といった観点から、農業は、新市にとって今後大きな可能性を有している主要産業です。

「冬の農業」やグリーンツーリズムへの展開、地域ブランドの確立など、地域特性に即した新たな農業の振興に重点的に取り組む必要があります。

#### (5) 観光

八戸市には、三社大祭、えんぶりという国の重要無形民俗文化財に指定された地域を代表するお祭りがあり、毎年多くの観光客が訪れていますが、新幹線開業後は、以前にもまして県外からの来訪者が増えています。また、南郷村には、国内外の一流アーティストが集まるサマージャズフェスティバルがあり、全国にその名を知られています。さらに八戸市には海を舞台にした多彩なイベントがあり、南郷村には山、川、湖を活かしたレクリエーションの場が存在します。こうした地域の魅力はより一層PRしていく必要があります。

さらに、産業と観光の融合も有力な地域再生策です。豊かな北の自然を活かしたグリーンツー

リズムやブルーツーリズムの振興、地場でとれる海の幸、山の幸を使った食文化産業の振興など、地域資源を地域で楽しむ「観光の地産地消」や農山漁村を都市住民の観光資源として活用する「都市と農村地域の機能連携」などへの取組が必要です。

## 2. 将来都市像

旧八戸市は、これまで市民一人ひとりが健康で安心できる快適な市民主体の都市づくりを目指すとともに、北東北の中核都市を目指してきました。一方、南郷村においては、生活の豊かさ、安心、ゆとり、生きがいを実感できる村づくりを目指してきました。この二つのまちの合併は、海と山、人と人、さまざまな産業や歴史文化が出会い、新しいまちづくりをはじめめる新たな出発点です。

北東北随一の産業集積や陸・海・空の交通拠点性、恵まれた自然環境、地域固有の歴史文化を活かして北東北地域の中核となる都市づくりを進めます。

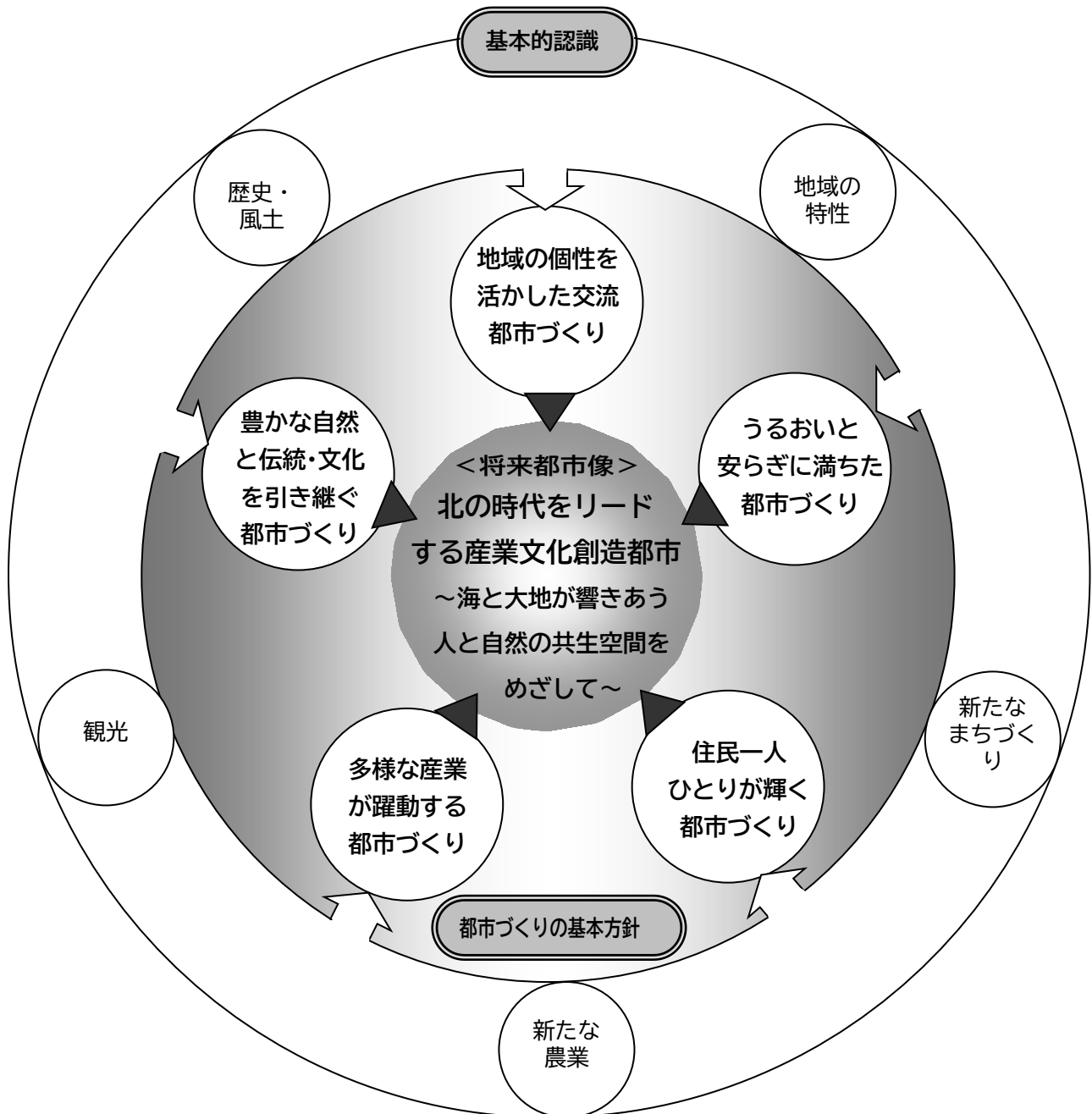
また、私たちには、誇り、守るべき美しい故郷があります。森、川、山、海といった豊かで美しい自然は、地域の財産であり、人々の暮らしの生命線です。海の源は川であり、その川を育てているのは森と山です。森、川、山、海が一体となって、これまで人々の暮らしに恵みと潤いをもたらしてきました。この北東北の恵まれた自然環境の中で生きる我々は、自然とともに生きる存在として環境共生のまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

合併後の新市は、

**北の時代をリードする産業文化創造都市、海と大地が響きあう人と自然の共生空間**を目指します。

### 3. 都市づくりの基本方針

将来都市像を実現するため、合併後の新市が行う具体的な施策や事業を考える上での基本となる方針を以下のように定めます。



## 4. 地域特性を活かしたまちづくりの方向

新市のまちづくりにおいては、農業、水産業、工業、商業・サービス業などの産業資源や、特色あるスポーツ・レクリエーション施設など、これまで2市村それぞれが力を入れてきた地域づくりの取組をさらに推進します。

### (1) 八戸地域

**「交通拠点性を活かしたリーディング産業の集積」  
「都市の魅力とにぎわいの広域交流機能の提供」**

北東北随一の工業集積、北日本を代表する国際貿易・物流拠点、日本有数の水産基地、大学等の学術研究機関の集積など、これまで蓄積してきた地域産業の一層の振興を図るとともに、環境・エネルギー分野など新産業創出の拠点形成を目指します。

また、東北新幹線八戸駅開業のインパクトを活かし、「海から拓け海とともに発展してきた八戸」の地域資源を有効に活用しながら、観光をはじめとする地域産業の振興を図ります。

また、中心市街地においては、城下町としての歴史と伝統を活かしながら、商業・業務、娯楽・飲食、芸術・文化・スポーツなどの多様な都市サービスの集積を図り、都市の魅力とにぎわいを提供する広域的な人・物・情報の交流の場として整備を進めます。

### (2) 南郷地域

**「農産品の地産地消とスポーツ・文化の交流拠点の形成」  
「田園と水辺を活用した観光・レクリエーションの振興」**

国営八戸平原総合農地開発事業による農地とかがい施設の有効活用を図るとともに、観光農業や葉たばこ、水稻、果樹、野菜などの複合経営を中心とした農業の振興を図ります。

特に、南郷地域は、農林業が基幹産業となっていることから、地域の関係機関の意見や農家ニーズを踏まえて、南郷プロジェクトチーム等で、観光、エネルギー産業との連携等、多面的な検討を加え、積極的に取り組みます。

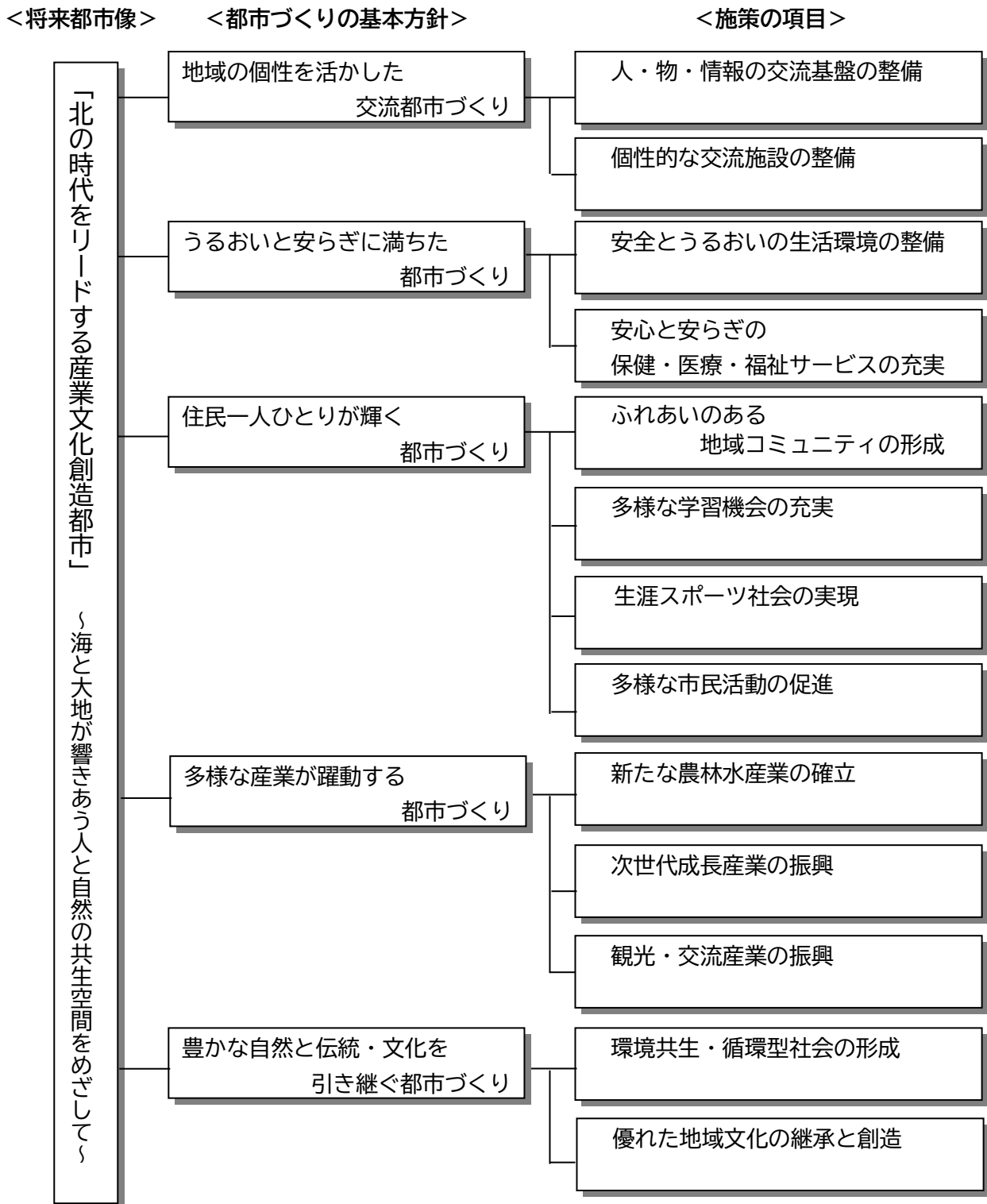
また、カッコーの森エコーランドは、全天候型陸上競技場、屋内運動場などが整備され、東北大会等の広域的な各種スポーツ競技大会や、全国規模の南郷サマージャズフェスティバルが開催されており、スポーツ・文化の交流拠点として機能の充実を図ります。

さらに、島守盆地の田園空間博物館構想を推進するとともに、市民の森や世増ダム周辺を緑と水辺を活かした憩いの水辺空間・広域交流拠点と位置付け、その水辺環境の整備を進めます。

また、南郷インターチェンジや産業誘致促進地域等の地域資源に着目した取組により、個性と活力あるまちづくりを推進し、新市の南の拠点としての整備を進めます。

# 第4章 新市の施策

新市建設の基本方針を実現するための具体的な施策として、合併後の 25 年間に実施を予定するハード・ソフト両面の事業を示します。





## 1. 地域の個性を活かした交流都市づくり

地域の個性を活かした交流都市づくりを実現するため、交流を支える交通・情報基盤の整備を図るとともに、地域資源を活かしながら、スポーツ・レクリエーションといった交流活動が行われる交流拠点施設の整備を図ります。

### (1) 人・物・情報の交流基盤の整備

#### <施策の概要>

新市の一体性の速やかな確立や住民の相互交流の活発化を図るため、高速交通網や新市の骨格となる道路網の整備、公共交通機関の充実など、総合的な交通網の整備を進めます。

また、情報通信技術の活用によって、地理的条件が不利な地域でも均等な行政サービスの享受を可能とするなど、地域格差の是正をも含め、地域情報化を推進します。

#### <主要事業>

高速交通網については、一般国道 45 号（三沢～天間林間）や八戸・久慈自動車道の整備を関係機関に対し要請します。また、新市の骨格となる道路網については、国道、県道の整備を関係機関に対し要請します。これらの幹線道路の整備と併せ、2 市村をつなぐ幹線的な市村道の整備を図ります。身近な交通手段となる公共交通については、広域的・幹線的なバス路線の維持及び利便性向上に努めます。

さらに、地域情報化については、新市のどこに住んでいても、さまざまな行政サービスの情報受信や、各種届出、公共施設の予約などが可能となるシステムの導入を図るとともに、公共情報通信網の整備や統合GISシステムの導入、電算システムの整備に努めます。

主要事業	事業主体
・一般国道 45 号（三沢～天間林間）の早期整備着手	(国)
・八戸・久慈自動車道の整備促進	(国)
・県管理国道の整備 (国道 340 号)	県
・主要地方道の整備 (八戸環状線・八戸三沢線・八戸百石線・八戸大野線)	県
・一般県道の整備 (中野北高岩停車場線)	県
・幹線市村道の整備 (3・4・8 白銀沼館環状線・3・4・9 城下中居林線・3・4・20 売市烏沢線・一日市矢沢 2 号線・西母袋子線・八戸通り跨線橋など)	新市
・その他の市村道の整備	新市
・広域的・幹線的バス路線の維持	(国)、新市
・地域情報化の推進 (公共情報通信網の整備、統合GISシステムの導入、電算システムの整備など)	新市

(国) は事業主体の国に対して、新市が整備を要望していくもの。

## (2) 個性的な交流施設の整備

### <施策の概要>

スポーツ・レクリエーション活動を通じた新市住民の相互交流を促進するため、既存施設や交流空間を有効に活用しながら、交流の拠点となる施設や空間の整備を図ります。また、それら交流の拠点となる施設や空間が有効に活用されるよう、新市全域での新たなスポーツ大会の開催や学校教育との連携等によるレクリエーション教室の開催など、新市住民の相互交流機会を充実します。

### <主要事業>

新市の住民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場として、また中心市街地の貴重な憩いの空間として、長根公園の再編・整備を推進します。

また、地域の特性を活かしたレクリエーション活動の拠点として、既存施設の一層の機能充実を図ります。こどもの国は、都市型の遊戯体験施設としての機能の充実を図ります。カッコーの森エコーランドは、ジャズフェスティバルの会場となっている野外ステージなどの機能の充実を図ります。世増ダム周辺は、隣接する八戸市民の森、八戸平原開発農地等を一体的に活用して、森林、農業、水辺空間のある休養・体験型レクリエーション空間として整備します。

そのほか、八戸港にプレジャーボート収容施設<sup>注)</sup>を整備し、市民の利用促進を図るなど、海を活かした交流施設の整備を促進します。

主要事業	事業主体
・こどもの国整備事業	新市
・長根公園の再編・整備	新市
・世増ダム周辺水辺環境整備事業	新市
・南郷野外ステージ広場拡張事業	新市
・八戸港改修（統合補助）事業	県

注) プレジャーボート収容施設：個人がレジャーの目的で使うモーターボートやヨットなどの船舶の収容施設。

## 2. うるおいと安らぎに満ちた都市づくり

うるおいと安らぎに満ちた都市づくりを実現するため、地域住民すべてが快適な生活を送ることができるよう、生活環境の整備を進めるとともに、新市の住民が安心して生活を送ることができる、少子高齢化社会に対応した保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

### (1) 安全とうるおいの生活環境の整備

#### <施策の概要>

安全とうるおいの生活環境の整備を図るため、防災や消防対策、安全で円滑な交通の確保、道路、公園、住宅等に対する防犯設備の普及による犯罪の被害に遭いにくい環境づくりなど、安全を支える基盤や体制の整備を推進します。

また、地域の個性を活かした定住環境の形成を図るため、新市の各地域がそれぞれにもつ自然環境や地理的条件などを活かしながら、高齢者や障がい者、児童生徒など誰もが安全で快適に通行できる生活道路や公園・緑地、上・下水道等の整備、住環境の改善、環境の保全を総合的に推進します。

### <主要事業>

防災無線や消防水利など防災の基本となる消防・防災施設の整備や排水路整備などを進めるとともに、地域の積雪状況に応じた除雪体制の強化を図ります。

また、定住の受け皿となる良好な住宅・宅地の供給として、土地区画整理事業や公営住宅建設事業を進めます。快適な生活を支える都市基盤である下水道については、公共下水道や流域関連公共下水道、農業集落排水など、地域の特性に応じた合理的な処理方式によって整備を促進します。水道事業については、施設の効率的な維持管理を行うとともに、安定した供給の確保と安全な水の供給を図ります。

さらに、うるおいのある生活環境の形成を図るため、市民、事業者、行政の協働・連携のもと、公園・緑地や農地、山林等の「緑」について、新市のそれぞれの地域特性に応じて、その創出・保全・活用を図ります。

主要事業	事業主体
・消防・防災施設整備事業	新市
・自然災害の防止	新市
・除雪体制の強化	新市
・土地区画整理事業 (八戸駅西土地区画整理事業など)	新市など
・公営住宅整備事業(県営住宅・市村営住宅の整備)	県、新市
・水道整備事業	八戸圏域 水道企業団
・下水道等整備事業 (単独公共下水道・馬淵川流域関連公共下水道・農業集落排水の整備、合併処理浄化槽設置補助)	新市

## (2) 安心と安らぎの保健・医療・福祉サービスの充実

### <施策の概要>

少子高齢化が急速に進展する中で、生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができる環境づくりが求められており、保健・医療・福祉を相互に連携させながら、必要なサービスを必要なときに、一体的に提供できる仕組みを整備します。

また、乳幼児から高齢者に至るまで、障がい者も健常者も、すべての人々が共に生きる社会の形成を図るため、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、医療サービスの充実を図ります。

### <主要事業>

全ての住民が生涯にわたり健康で安心した生活をおくることができるよう、保健・医療・福祉に関わる関係機関の一層の連携強化を推進し、各種健康診査、医師・歯科医師・薬剤師等による健康教室・健康相談などを充実するとともに、保健・医療・福祉の窓口の一元化など各種サービスを包括的に提供できる体制の充実を図ります。

医療サービスについては、自治体病院と診療所の充実・有効活用を図るとともに、民間の医療機関や保健・福祉機関との役割分担及び連携を推進します。

救急医療については、第1次救急医療（初期救急医療）、第2次・第3次救急医療（高次救急医療）の体制の充実を図るとともに、それぞれの適切な利用と連携を進めます。

高齢者福祉サービスや障がい者福祉サービスについては、在宅介護サービスや施設介護サービス等の充実及びそのために必要な施設の確保を図るほか、社会参加や就業機会の拡大促進を図ります。

児童福祉サービスについては、次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育てに関する相談体制の充実や、乳幼児医療費の助成など、子育てに関わる不安・負担の軽減を図るほか、多様化する保育ニーズに対応した時間延長型保育や一時保育、障がい児保育など、子育て支援の総合的な推進を図ります。

主要事業	事業主体
・保健・医療・福祉の包括的なサービスの充実	新市
・医療サービスの充実	新市
・高齢者福祉サービスの充実	新市
・障がい者福祉サービスの充実	新市
・児童福祉サービスの充実	新市

### 3. 住民一人ひとりが輝く都市づくり

「協働のまちづくり」の実現に向けて、新市のそれぞれの地域の特色を活かした地域住民の意思に基づくまちづくりを進めるため、最も身近な生活圏単位である地域コミュニティの形成を推進します。

また、学校教育や生涯学習の推進により、新市の将来を担うひとづくり・生涯スポーツ社会の実現を図るとともに、環境、保健・医療・福祉、教育・文化、国際交流など、多様な分野でボランティア活動や地域活動などの市民活動の促進を図ります。

#### (1) ふれあいのある地域コミュニティの形成

##### <施策の概要>

地域コミュニティが主体となった独自のまちづくり活動を支援するため、地域コミュニティの担い手となる組織・人材を育成するとともに、地域の人々が集う交流空間の整備や地域活動の拠点となる施設の整備・充実、各種まちづくり活動のための財源の充実を図ります。

##### <主要事業>

地域コミュニティ振興指針に基づき、地域の特徴を活かした魅力ある地域コミュニティを形成するため、地域住民自らが地域の将来を描く地域コミュニティ計画の策定を進めるとともに、担い手となる人材育成のため、リーダー養成講座を開催するなど、地域コミュニティ意識の高揚と住民自治意識の醸成を図ります。

地域コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設については、既存の施設を有効活用しながらその整備・充実を図るとともに、旧行政庁舎については、総合支所として地域住民に対する総合的な行政サービスの提供を行うほか、地域住民活動の拠点としての機能の整備・充実を図ります。

さらに、新市の一体感の醸成や旧市村単位の地域振興を図るための財源として、合併市町村振興基金を造成し、これを基に事業展開を図ります。

主要事業	事業主体
・地域コミュニティ活性化事業 (地域コミュニティ計画の策定、リーダー養成講座の開催等)	新市
・地域集会施設の整備	新市
・庁舎・支所改修事業	新市
・合併市町村振興基金の造成	新市

## (2) 多様な学習機会の充実

### <施策の概要>

次代を担う子どもたちが豊かな心とたくましく生きる力を身につけるため、家庭・地域の連携のもとに、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた学校教育の充実と教育環境の整備を図ります。また、市民の学習機会を拡大するため、生涯学習施設の整備を進めます。

### <主要事業>

学校教育の面では、小中学校施設の新增築や老朽化した校舎等の改修整備、国際化・情報化に対応した教育の推進を図ります。

また、生涯学習の拠点となる施設として、学校施設、既存の公共施設等の有効活用や文化施設等の複合整備を推進するとともに、文化ホールの機能の充実を図ります。

主要事業	事業主体
・教育施設の整備	新市
・国際化・情報化に対応した教育の推進	新市
・南郷文化ホール整備事業	新市

## (3) 生涯スポーツ社会の実現

### <施策の概要>

幼児から高齢者までの全ての世代が手軽にスポーツを楽しむことができるよう、広域的なスポーツ施設や身近なスポーツ施設を計画的に整備するとともに、スポーツの普及と競技力の向上を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ団体の強化、指導者の育成を進めます。

### <主要事業>

地域のスポーツ活動の拠点となる運動公園は、既存施設の有効活用を基本とするとともに、改修・新設にあたっては、身近なスポーツ施設としての機能及び適正規模を考慮して整備を図ります。

主要事業	事業主体
・新市総合運動公園整備事業	新市

・南郷陸上競技場サブトラック整備事業	新市
・南郷野球場改修事業	新市

#### (4) 多様な市民活動の促進

##### <施策の概要>

市民の自主的・自発的・公益的活動であるボランティア活動や市民活動を促進し、市民（市民活動団体）と行政との協働によるまちづくりを進めるため、活動の拠点である市民活動サポートセンター<sup>注)</sup>を中心に、活動の支援を充実させるとともに、講座等の開催により、市民活動やNPOに関する理解と知識を広め、人材の育成に努めます。

##### <主要事業>

市民活動促進指針に基づき、情報の収集・提供、交流・ネットワークづくりなどの市民活動サポートセンター事業を拡充します。

また、市民ファンドを創設するなど、市民活動団体に対する資金面での支援体制を整備するとともに、地域課題の解決に向けた活動の自立性を高めるため、コミュニティビジネス<sup>注)</sup>に関する支援を行います。

さらに、NPO講座<sup>注)</sup>等の実施により、人材育成を図るとともに、組織強化に対する支援を行います。

主要事業	事業主体
・市民活動サポートセンター事業の拡充 (情報提供・相互交流など)	新市
・市民活動活性化事業 (市民ファンドの創設、NPO講座の実施等)	新市

注) 市民活動サポートセンター：市民活動団体やボランティア団体、ボランティア等の活動を始めたい人の活動拠点となる施設。

注) コミュニティビジネス：地域住民やNPOなどが地域社会の様々な課題やニーズをビジネスチャンスとしてとらえ、事業展開を行うこと。

注) NPO講座：NPOはNon Profit Organizationの略。営利を目的としない市民活動団体の活動を支援するための講座。

## 4. 多様な産業が躍動する都市づくり

地域経済の活性化と住民の就業機会の創出により、北東北の中核都市としての拠点性を高めるため、これまでに集積された産業資源を活用して、他産業との連携による新たな農林水産業の確立、北東北随一の工業集積を活かした次世代成長産業の振興、新幹線の開業効果を活かした地域全体での観光・交流産業の振興を図ります。

### (1) 新たな農林水産業の確立

##### <施策の概要>

競争力のある農林水産業の振興を図るため、生産基盤の整備や新たな品種・商品の開発、経営体

質の強化や経営近代化、後継者の育成などの施策を総合的に推進するとともに、観光との連携や都市と農山漁村との交流など、多様な農林水産業振興施策を展開します。

### <主要事業>

農林道や用排水路、漁港などの生産基盤の整備や、農林水産物のブランド化、環境にやさしい有機農業の促進などによる地域産品の高付加価値化、地域の産品を地域で消費する地産地消の普及など、農林水産業の高度化と販路の充実を図ります。

また、水産業を核とした沿岸・沖合域の総合的な整備構想である新マリノバージョン構想<sup>注)</sup>の推進や、グリーンツーリズム<sup>注)</sup>等の推進、直販所やアンテナショップ<sup>注)</sup>の拡充検討など、多様な農林水産業の事業を進めます。

主要事業	事業主体
・農林水産業生産基盤整備事業 (農道・林道・用排水路・漁港などの整備)	県、新市
・環境にやさしい有機農業の促進 (有機農業等実践集団の育成など)	新市
・新マリノバージョン構想の推進	新市
・グリーンツーリズムの推進	新市
・ブルーツーリズムの推進	新市
・新たな農林水産物加工・流通システムの確立	新市

注) 新マリノバージョン構想：水産業の振興と漁村地域の活性化を図ることを目的として国が策定した沿岸・沖合域の総合的な整備開発構想。

注) グリーン（ブルー）ツーリズム：都市住民が農山（漁）村において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

注) アンテナショップ：新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことに由来する。

## (2) 次世代成長産業の振興

### <施策の概要>

次代の地域経済をけん引する成長産業の振興を図るため、産学官の連携を通じて、地域が自ら産業を育てる内発型の地域経済の仕組みを構築します。

また、国際物流拠点港である八戸港を活用した産業振興を図るため、港湾施設の整備を促進するとともに、貨物の集荷や新規航路の誘致を推進します。

### <主要事業>

産学官の共同研究を通じた新技術・新製品の開発促進や新たな産業振興につながる起業化支援制度の充実、大学等高等教育機関との連携による地域技術の高度化・産業創造を促進するほか、既存の産業団地や産業誘致促進地域等における戦略的な企業の誘致、育成を図ります。

また、これからの成長産業として、環境やエネルギーなどの分野における産業立地の可能性を検討し、むつ小川原地域と一体的に進める環境・エネルギー産業の集積促進を図ります。

さらに、国際港湾である八戸港の整備を進め、地域で生産される工業製品や農水産物等の輸出と

外国産の原材料、製品等の輸入を促進するとともに、海外企業との交流を進めるため、国際経済交流施設の整備促進を図ります。

主要事業	事業主体
・新技術・新製品の開発促進（産学官共同開発研究事業等）	新市
・起業化支援制度の充実	新市
・大学等高等教育機関との連携強化	新市
・環境・エネルギー産業の集積促進	新市
・八戸港港湾整備事業	(国)、県
・八戸港を活用した輸出入の促進（ポートセールス <sup>注)</sup> 、国際経済交流施設整備等）	新市
・産業団地、産業誘致促進地域等における戦略的な企業誘致、育成	新市

(国) は事業主体の国に対して、新市が整備を要望していくもの。

注) ポートセールス：港湾の利用を促進するための活動。

### (3) 観光・交流産業の振興

#### <施策の概要>

観光・交流産業の振興を図るため、東北新幹線八戸開業による効果を活かして、都市型観光の拠点となる中心市街地の活性化や新市のそれぞれの地域がもっている観光・レクリエーション拠点の機能強化とネットワーク化を推進します。

#### <主要事業>

八戸市の中心市街地は新市の「顔」として、歩行者空間のバリアフリー化<sup>注)</sup> やチャレンジショップ<sup>注)</sup> の設置、消費者ニーズに対応した店舗の誘導、商店街イベントの充実など、中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業を推進します。

また、地域の身近な交流空間となっている商店街については、商店街イベント等への支援など、商店街活性化事業を推進します。

県立自然公園種差海岸<sup>注)</sup> については、新幹線開業に伴う観光客の増加に対応するため、交通環境の整備・拡充や環境整備を進めるとともに、海岸線に点在する観光関連施設の整備充実を図ります。

また、農村の有する豊かな自然や文化を再評価し、観光・交流産業の活性化を図るため、田園整備事業を推進します。

新市のそれぞれの地域がもっている観光資源については、駐車場整備やバリアフリー化、案内板等の設置など観光機能の充実を図るとともに、新市全体として集客力を発揮できるよう広域的・複合的な観光ルートの開発を進めます。

更に、観光キャンペーンの展開など、各種メディアを活用した戦略的な観光PRを推進するとともに、全国的・国際的なイベント、会議、大会などのコンベンション<sup>注)</sup> の誘致を進めます。

主要事業	事業主体
・八戸市中心市街地活性化基本計画の推進	新市



・商店街活性化事業（商店街調査活動支援、イベント助成等）	新市
・県立自然公園種差海岸を活用した観光の振興	新市
・田園整備事業	県
・戦略的な観光PRの推進	新市
・広域的・複合的な観光ルートの形成	新市
・全国的・国際的なイベント、会議、大会などのコンベンションの誘致	新市

注) チャレンジショップ：商店街の空き店舗や現在営業しているお店の一角を安価な家賃で提供し、お店を開いてみたい方に挑戦してもらう方式。

注) バリアフリー化：高齢者や障がい者に配慮して建築物の段差や仕切りをなくすこと。

注) 県立自然公園種差海岸：平成25年5月24日、三陸復興国立公園に指定。

注) コンベンション：大会、会議、研修会、見本市、展示会など。

## 5. 豊かな自然と伝統・文化を引き継ぐ都市づくり

豊かな自然環境の保全とこれまで培ってきた伝統・文化を継承していくため、森林などの自然を保全・活用するとともに、地域文化の拠点となる施設の整備や伝統行事等の文化活動の保存・伝承を進めます。

### (1) 環境共生・循環型社会の形成

#### <施策の概要>

環境共生・循環型社会の形成を図るため、自然環境の保全やごみ処理対策の充実、環境負荷の小さい新エネルギーの導入を進めます。

#### <主要事業>

環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて、環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進を図ります。

自然環境については、森林の保育・造林など森林の維持・保全を図るほか、県立自然公園<sup>注)</sup>の保全・活用を図ります。

また、ごみ処理については、分別収集の徹底や地域住民によるリサイクル活動の促進など、ごみの減量化を促進するとともに、現有最終処分場の適正管理と新最終処分場の建設を進めます。

エネルギーについては、地球環境問題も視野に入れ、新エネルギー導入の基本的な方針を定めた新エネルギー・ビジョン<sup>注)</sup>を基本とし、太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進するとともに、環境・エネルギー産業創造特区関連事業の推進を図ります。

さらに、地域のリサイクル資源の循環による自然環境の保全・自然再生を目指す「あおりエコタウンプラン<sup>注)</sup>」を推進します。

主要事業	事業主体
・環境保全の総合的推進	新市
・環境マネジメントシステムの拡充 <sup>注)</sup>	新市
・ごみ減量化の促進	新市

・一般廃棄物処理施設の整備	新市
・新エネルギー・ビジョンの推進	新市
・青森県環境・エネルギー産業創造特区関連事業の推進	新市
・あおりエコタウンプランの推進	県

注) 県立自然公園：平成 25 年 5 月 24 日、三陸復興国立公園に指定。

注) 新エネルギー・ビジョン：風力や太陽光、天然ガス、地熱などのクリーンな新エネルギーを適切に導入・推進していくための計画。平成 22 年度計画期間終了。

注) あおりエコタウンプラン：地域のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じて、環境リサイクル産業の振興と自然環境の保全・自然再生を目指す地域づくりを推進する計画。

注) 環境マネジメントシステム：市が行う事務・事業について、環境に与える負荷を低減させるためのシステム。

## (2) 優れた地域文化の継承と創造

### <施策の概要>

芸術・文化活動の活性化を図るため、芸術・文化の拠点施設の整備や芸術・文化活動に対する支援を充実します。

また、歴史的文化遺産を保存・活用するため、史跡等の公有化や歴史文化施設等の整備を進めます。

### <主要事業>

えんぶりや駒踊り、神楽などの各地域に古くから培われてきた伝統芸能・行事等の保存・伝承を進めます。

また、歴史的文化遺産の保存・活用として、遺跡や史跡などの発掘調査を進めるとともに、是川縄文の里など、歴史的遺産を活かした史跡公園等の整備や南郷村歴史民俗資料館における収蔵品の保存・活用の強化を図ります。

主要事業	事業主体
・伝統芸能・行事等の保存・伝承	新市
・史跡丹後平古墳群土地取得事業	新市
・是川縄文の里整備事業	新市
・漁撈民俗資料収蔵庫整備事業	新市

## 第5章 新市における青森県事業の推進

### 1. 青森県の役割

ここでは、第4章新市の施策において、推進すべき県事業として記載しているものを再整理します。青森県は、新市と連携しながら、新市の一体性を高めるための事業を推進・支援するとともに、本県の中核都市の一つである新市建設の根幹となる事業について実施することとしています。

また、青森県は、市町村合併支援特別交付金制度を活用し、新市のまちづくりを支援することとしています。

### 2. 新市における青森県事業

#### (1) 交流基盤・交流施設の整備

旧2市村間の連絡強化による行政サービスの向上や効率化を支援するため、県管理道路等の整備を推進することとしています。

#### (2) 生活環境の整備

高齢者や障がい者、低所得者、ひとり親家庭などが安心して暮らせる生活の場を提供するため、県営住宅の整備を推進することとしています。

#### (3) 産業の振興

農林水産業における生産性の向上や農村の活性化を図るため、生産基盤や農村の生活環境の整備を推進することとしています。

さらに、国際物流港湾である八戸港や臨海部の素材型産業の技術集積、大学等の研究開発資源の集積を活かし、次代の地域経済を支える環境・エネルギー産業の振興を図るため、八戸港の総合静脈物流拠点化を推進することとしています。

#### (4) 環境共生・循環型社会の形成

地域のリサイクル資源の循環による自然環境の保全・自然再生を目指す「あおりエコタウンプラン」を推進することとしています。

主 要 事 業
交流基盤・交流施設の整備
・ 国道の整備（国道 340 号（泥障作Ⅱ期バイパス））
・ 主要地方道の整備（八戸環状線（市川町工区・糠塚工区・桔梗野工区・中居林工区）・八戸三沢線（張田Ⅱ期工区）・八戸百石線（河原木工区）・八戸大野線（長館橋工区））
・ 一般県道の整備（中野北高岩停車場線（上野工区））
・ 八戸港改修(統合補助)事業（プレジャーボート桟橋、駐車場の整備）
生活環境の整備
・ 公営住宅整備事業（県営住宅建設事業(既設公営住宅の建替)）
産業の振興
・ 農林水産業生産基盤の整備（かんがい排水）
・ 八戸港港湾整備事業（港湾改修、港湾環境整備、防波堤、ポートアイランド2期、工業用地造成）
・ 田園整備事業（島守盆地（田園空間博物館の整備））
環境共生・循環型社会の形成
・ あおもリエコタウンプランの推進（リサイクル産業ネットワーク形成事業など）

## 第6章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備については、急激な変化により住民生活に不便をきたさないよう十分配慮することを前提に、当該施設の利用圏域や新市での配置バランス、さらには財政事情を踏まえた上で、機能や役割が重複しているものについて逐次実施していくものとします。

合併後の旧行政庁舎は、総合支所として配置し、合併以前と同等の住民サービスを提供する総合行政機関として、その機能の維持・向上を図ります。

また、公共施設の新たな整備にあたっては、既存施設の有効活用とともに、多目的な利用ができるよう、施設の複合化を図ることを基本とします。

さらに、行政コストの縮減やサービス内容を一層向上させる観点から、施設の整備・運営におけるPFI方式の導入を図るなど、民間の資金や経営能力の活用を積極的に検討します。

## 第7章 財政計画

### 1. 基本的考え方

財政計画は、合併後の25年間を財政的見地から検証し、新市の財政運営が可能であるかどうかを判断するためのものです。

この財政計画は、新市建設計画の変更時点における経済状況・行財政制度を基本として推計したものであり、今後の経済情勢や地方財政制度等の変動により変化します。

よって、新市においては、中・長期的な財政見込み及び単年度ごとに堅実な財政運営を基調とした予算編成を行い対応することになります。

### 2. 期 間

財政計画の期間は、新市建設計画と同様、平成17年度から令和11年度までの25年間とします。

### 3. 範 囲

財政計画の範囲は、普通会計とします。

※普通会計

国保・介護保険等の特別会計や、病院・交通事業等の公営企業会計を除いたもので、自治体の財政状況を比較するために通常用いられる会計区分。

### 4. 推計方法

令和4年度までは実績値とし、令和5年度以降における各費目の推計方法は以下のとおりです。

#### (1) 歳 入

##### ① 市町村税・地方譲与税・交付金等

令和4年度決算額を基準とし、令和6年度の固定資産税評価替えの影響を見込む。

##### ② 地方交付税

過去の推移を参考とし、臨時財政対策債や合併特例債の償還額への措置等を見込む。

##### ③ 国・県支出金

福祉関係分での増額が見込まれる扶助費等の歳出の伸びに連動して推計。

##### ④ 分担金負担金、使用料手数料

令和4年度決算額を基準に同額で推移するものと見込む。

##### ⑤ 財産収入

過去の推移を参考に推計。

##### ⑥ 地方債

普通建設事業費に連動した発行を見込む。

臨時財政対策債は令和5年度以降も発行を見込む。

#### (2) 歳 出

##### ① 人件費

定年延長等の影響のほか、令和5年度人事院勧告に伴う給与改定の影響を見込む。

② 物件費

原油価格・物価高騰の影響を踏まえ、対前年度比 5.0%を見込む。

③ 維持補修費

過去の決算額をベースに推計。

④ 扶助費

過去の伸び率を参考に、対前年度比 1.3%を見込む。

⑤ 補助費等

コロナ禍前の水準を基準とし、過去の伸び率を参考に、対前年度比△3.0%を見込む。

⑥ 普通建設事業費

新市建設計画に基づく主な事業費及びその他経常的な事業費のほか、合併特例債活用事業費を見込む。

⑦ 公債費

借入見込み分の償還条件は、20年(3年据置)で推計。

⑧ 積立金

過去の決算額をベースとし、各種基金へのふるさと寄附金の積立を見込む。

⑨ 繰出金

令和4年度決算額を基準に同額で推移するものと見込む。

5. 財政計画（平成17年度～令和4年度は実績値、5年度は最終予算見込額、6年度以降は推計値）

（単位：百万円・対前年度比）

区分	区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳 入	市町村税	28,726	29,391	32,960	32,710	30,191	30,123	29,903	29,856	30,181	30,243
	地方譲与税・交付金等	5,968	6,757	4,565	4,390	4,300	4,278	4,154	3,999	4,148	4,503
	地方交付税	16,035	15,352	14,649	13,187	14,414	16,126	20,675	19,282	17,257	17,187
	分相基金給金・使用料手数料	2,775	2,750	2,734	2,706	2,608	2,611	2,591	2,597	2,714	2,757
	国・県支出金	14,621	14,691	16,070	17,661	23,176	22,417	31,598	29,220	24,251	23,855
	財産収入	111	212	222	203	468	131	135	310	241	204
	地方債	6,940	6,941	6,912	7,214	9,363	11,075	8,171	8,555	8,846	6,988
	その他	8,962	8,042	8,436	10,413	12,097	9,565	11,619	11,001	10,760	11,496
	歳入合計	84,138	84,136	86,548	88,484	96,617	96,326	108,846	104,820	98,398	97,232
	人件費	12,176	11,755	11,516	10,632	11,081	10,779	10,721	10,338	9,632	9,971
物件費	9,268	9,038	9,248	8,613	8,993	9,333	13,033	12,840	10,882	11,076	
維持補修費	849	643	699	745	774	670	769	622	1,263	906	
扶助費	16,843	17,329	17,925	18,235	18,578	22,084	22,938	23,286	23,556	25,057	
補助費等	11,145	11,401	11,212	13,043	15,164	10,950	10,909	10,463	10,492	10,447	
普通建設事業費	6,958	7,784	8,898	7,695	10,296	12,556	13,834	14,075	11,373	10,636	
公債費	10,343	9,833	10,057	10,209	10,097	10,342	10,499	10,182	10,075	9,704	
積立金	1,941	1,554	1,307	1,968	3,859	1,702	7,731	3,934	4,490	3,274	
繰出金	9,547	9,208	9,390	9,670	9,529	10,311	10,434	10,538	10,625	10,889	
その他	3,545	3,646	3,657	4,479	5,441	3,371	3,690	4,484	2,580	1,858	
歳出合計	82,615	82,191	83,909	85,289	93,812	92,098	104,558	100,762	94,968	93,818	
歳入歳出差引額	1,523	1,945	2,639	3,195	2,805	4,228	4,288	4,058	3,430	3,414	
基金残額 (財政調整基金・市債管理基金)	3,298	3,215	3,230	3,591	3,633	4,235	5,834	7,037	7,940	8,244	
地方債残高	96,555	95,832	94,733	93,647	94,571	96,858	96,014	95,761	95,768	94,138	

(単位：百万円・対前年度比)

区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	市町村税	30,189 △ 0.2	30,622 1.4	30,473 △ 0.5	30,265 △ 0.7	30,413 0.5	30,142 △ 0.9	30,292 0.5	30,852 1.8	29,900 △ 3.1	30,552 2.2
	地方譲与税・交付金等	6,167 37.0	5,696 △ 7.6	5,941 4.3	6,233 4.9	6,158 △ 1.2	7,110 15.5	8,327 17.1	8,011 △ 3.8	8,287 3.4	8,011 △ 3.3
	地方交付税	17,632 2.6	16,987 △ 3.7	17,241 1.5	17,493 1.5	19,043 8.9	18,500 △ 2.9	18,604 0.6	18,362 △ 1.3	18,930 3.1	19,583 3.4
	分担金等基金・使用料手数料	1,869 △ 32.2	1,786 △ 4.4	1,707 △ 4.4	1,664 △ 2.5	1,624 △ 2.4	1,522 △ 6.3	1,508 △ 0.9	1,558 3.3	1,594 2.3	1,558 △ 2.3
	国・県支出金	25,160 5.5	26,668 6.0	27,095 1.6	29,181 7.7	30,443 4.3	57,025 87.3	38,523 △ 32.4	35,223 △ 8.6	32,931 △ 6.5	31,171 △ 5.3
	財産収入	152 △ 25.5	348 128.9	257 △ 26.1	146 △ 43.2	333 128.1	176 △ 47.1	215 22.2	668 210.7	126 △ 81.1	308 144.4
	地方債	12,344 76.6	16,059 30.1	12,225 △ 23.9	13,069 6.9	12,495 △ 4.4	15,236 21.9	10,454 △ 31.4	7,046 △ 32.6	10,145 44.0	7,250 △ 28.5
	その他	10,190 △ 11.4	10,651 4.5	9,412 △ 11.6	9,056 △ 3.8	10,317 13.9	9,457 △ 8.3	10,463 10.6	9,276 △ 11.3	9,785 5.5	9,779 △ 0.1
	歳入合計	103,703 6.7	108,817 4.9	104,351 △ 4.1	107,107 2.6	110,826 3.5	139,168 25.6	118,386 △ 14.9	110,996 △ 6.2	111,698 0.6	108,212 △ 3.1
	歳出	人件費	10,094 1.2	9,865 △ 2.3	9,722 △ 1.4	9,757 0.4	9,861 1.1	9,981 1.2	10,208 2.3	10,273 0.6	10,802 5.1
物件費		11,530 4.1	11,664 1.2	11,976 2.7	12,109 1.1	12,761 5.4	13,337 4.5	15,070 13.0	15,695 4.1	16,702 6.4	17,537 5.0
維持補修費		821 △ 9.4	1,042 26.9	1,023 △ 1.8	1,067 4.3	1,096 2.7	1,238 13.0	1,284 3.7	1,285 0.1	1,149 △ 10.6	1,149 0.0
扶助費		24,884 △ 0.7	26,237 5.4	26,823 2.2	26,550 △ 1.0	27,881 5.0	28,691 2.9	34,166 19.1	31,314 △ 8.3	30,462 △ 2.7	30,858 1.3
補助費等		11,168 6.9	10,561 △ 5.4	10,804 2.3	11,248 4.1	11,775 4.7	37,728 220.4	14,679 △ 61.1	15,300 4.2	14,652 △ 4.2	14,213 △ 3.0
普通建設事業費		13,469 26.6	20,976 55.7	15,508 △ 26.1	18,066 16.5	17,900 △ 0.9	21,761 21.6	12,684 △ 41.7	9,541 △ 24.8	15,423 61.6	11,610 △ 24.7
公債費		9,043 △ 6.8	9,044 0.0	9,458 4.6	9,001 △ 4.8	9,039 0.4	9,895 9.5	9,825 △ 0.7	9,899 0.8	9,833 △ 0.7	9,780 △ 0.5
積立金		4,702 43.6	2,469 △ 47.5	2,666 8.0	1,857 △ 30.3	2,894 55.8	1,357 △ 53.1	5,254 287.2	2,171 △ 58.7	1,593 △ 26.6	1,610 1.1
繰出金		11,272 3.5	11,213 △ 0.5	11,567 3.2	11,622 0.5	11,875 2.2	8,733 △ 26.5	8,870 1.6	9,046 2.0	9,280 2.6	9,047 △ 2.5
その他		2,997 61.3	2,434 △ 18.8	1,734 △ 28.8	2,054 18.5	1,726 △ 16.0	2,173 25.9	2,244 3.3	2,241 △ 0.1	1,802 △ 19.6	1,802 0.0
歳出合計	99,980 6.6	105,505 5.5	101,281 △ 4.0	103,331 2.0	106,808 3.4	134,894 26.3	114,284 △ 15.3	106,765 △ 6.6	111,698 4.6	108,212 △ 3.1	
歳入歳出差引額	3,723 -	3,312 -	3,070 -	3,776 -	4,018 -	4,274 -	4,102 -	4,231 -	0 -	0 -	
基金残額 (財政調整基金・市債管理基金)	8,241 -	7,542 -	7,457 -	6,130 -	5,334 -	5,011 -	7,156 -	6,960 -	6,960 -	6,960 -	
地方債残高	98,403 -	106,216 -	109,642 -	114,252 -	118,144 -	123,834 -	124,772 -	122,208 -	122,519 -	119,989 -	



(単位：百万円・対前年度比)

区分	区 分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		30,552	0.0	30,552	0.0	30,552	0.0	30,552	0.0	30,552	0.0
歳 入	市町村税	30,552	0.0	30,552	0.0	30,552	0.0	30,552	0.0	30,552	0.0
	地方譲与税・交付金等	8,011	0.0	8,011	0.0	8,011	0.0	8,011	0.0	8,011	0.0
	地方交付税	19,535	△ 0.2	19,482	△ 0.3	19,397	△ 0.4	19,372	△ 0.1	19,363	0.0
	分担金負担金、使用料手数料	1,558	0.0	1,558	0.0	1,558	0.0	1,558	0.0	1,558	0.0
	国・県支出金	31,741	1.8	28,040	△ 11.7	32,059	14.3	33,370	4.1	32,137	△ 3.7
	財産収入	308	0.0	308	0.0	308	0.0	308	0.0	308	0.0
	地方債	7,150	△ 1.4	7,129	△ 0.3	7,000	△ 1.8	7,000	0.0	7,000	0.0
	その他	9,799	0.2	9,819	0.2	9,839	0.2	9,859	0.2	9,879	0.2
	歳 入 合 計	108,654	0.4	104,899	△ 3.5	108,724	3.6	110,030	1.2	108,808	△ 1.1
	人件費	10,514	△ 0.9	10,514	0.0	10,514	0.0	10,514	0.0	10,514	0.0
物件費	17,537	0.0	17,537	0.0	17,537	0.0	17,537	0.0	17,537	0.0	
維持補修費	1,149	0.0	1,149	0.0	1,149	0.0	1,149	0.0	1,149	0.0	
扶助費	31,259	1.3	31,666	1.3	32,077	1.3	32,494	1.3	32,917	1.3	
補助費等	13,786	△ 3.0	13,373	△ 3.0	12,972	△ 3.0	12,583	△ 3.0	12,205	△ 3.0	
普通建設事業費	11,921	2.7	8,233	△ 30.9	11,685	41.9	12,849	10.0	11,613	△ 9.6	
公債費	10,009	2.3	9,928	△ 0.8	10,271	3.5	10,366	0.9	10,314	△ 0.5	
積立金	1,630	1.2	1,650	1.2	1,670	1.2	1,690	1.2	1,710	1.2	
繰出金	9,047	0.0	9,047	0.0	9,047	0.0	9,046	0.0	9,047	0.0	
その他	1,802	0.0	1,802	0.0	1,802	0.0	1,802	0.0	1,802	0.0	
歳 出 合 計	108,654	0.4	104,899	△ 3.5	108,724	3.6	110,030	1.2	108,808	△ 1.1	
歳入歳出差引額	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
基金残額 (財政調整基金・市債管理基金)	6,923	-	6,850	-	6,777	-	6,705	-	6,632	-	
地方債残高	117,130	-	114,331	-	111,060	-	107,694	-	104,380	-	

## 計画の推進にあたって

少子高齢化や地方分権の進展、厳しさを増す財政状況など、地方行政を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している中で、この計画を着実に推進していくため、成果を重視した行政運営やまちづくりのための財源の確保に努めるとともに、住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

### 1. 効率的な行政運営の推進

市民の価値観や生活様式の多様化に伴い、市民の行政需要が複雑・高度化する中、限られた財源で新市の建設を効果的に進めていくためには、どれだけの事業量を実施したということだけでなく、投資に見合った成果を得られているかどうかについて、これまで以上に意識した、効率的な行政運営を行うことが必要です。

このため、新市の施策や事務事業について、その有効性、効率性等を様々な視点で評価するとともに、必要に応じて改善を図るため、新市において行政評価システム<sup>注)</sup>をより一層充実します。

また、職員研修の充実によりこれからの地方分権時代に対応できる人材の育成を図るとともに、様々な政策課題に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の確立を図ります。

### 2. 安定した行財政基盤の確立

地方交付税の減額や、人口の減少に伴う税収の伸び悩みが見込まれ、市町村の財政状況が厳しさを増す中において、この計画の着実な進捗を図るとともに、合併特例法に基づく国・県の財政上の支援期間が完了した後も新市が発展を持続していくためには、合併後の新市において、早急に安定した行財政基盤を確立することが必要です。

このため、企業会計的手法のバランスシート<sup>注)</sup>と行政コスト計算書<sup>注)</sup>により、財政状況を一覽的に把握し、財源や人員などのより一層の効率的配分を図ります。また、行政サービスについても行政関与の必要性や効率等を再点検し、民間に任せる方がより少ない経費で質の高いサービスを提供できる場合は、行政機構の簡素化だけでなく、税収入の増加につながる産業振興等の波及効果も見据えて、民営化や民間委託の拡大を推進します。

また、新市においても市職員数の適正化計画を策定し、計画的な定員管理を実施します。

### 3. 住民参加型行政の推進

新市において、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくためには、まちづくりについて市民自らが創り出すという意識をもつとともに、行政も情報の提供と対話の機会を積極的ににつくりながら市民のニーズを捉えるなど、住民参加の促進を図ることが必要です。

このため、新市の政策形成や具体的な事業の実施にあたっては、パブリック・コメント制度<sup>注)</sup>を積極的に活用します。また、広報紙・ホームページの充実など広報広聴機能の拡充を推進します。

注) 行政評価システム：行政が行う施策や事務事業の必要性や効率性及び成果などを、一定の基準で、分かりやすい指標を用いて評価し、予算編成等に活用するもの。

注) バランスシート：一定の時点における行政の財政状況を明らかにするために作成される貸借対照表。一方に資産を記入し、他方に負債及び正味資産（資産を形成するために使われた資金）を記入して両者を対照させる。

注) 行政コスト計算書：市が1年間に要した行政サービスに係る費用と税金や使用料などの収入とを比較するもの。

注) パブリック・コメント制度：行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報を聴取する機会を設け、それらの意見や情報等を考慮して最終的な意思決定を行う制度。